

農地法各条申請添付書類点検表 ( )

申請書類		3条	4条		5条		現況確認願	非農地証明願	提出チエック
		申請	届出	申請	届出	申請			
1	申請書又は届出書	1部	1部	2部	1部	2部	1部	1部	
2	図面						○ (案内図及び 現地写真)	○	
	案内図	○	○	○	○	○		○	
	公図 (周囲に地目記入)		○	○	○	○		○	
	配置図(排水経路を 記載)		○	○	○	○		○ (山林・原野 は不要)	
	測量図(筆の一部を 転用する場合)		△	△	△	△			
3	事業計画書								
	事業の概要・転用理由の詳細			○		○			
	見積書			○		○			
	設計図(建物) 建築面積を記載			△		△			
4	融資証明書			○		○			
	残高証明書 又は 融資証明書								
5	承諾書(抵当権設定等)	△		△		△			
6	隣接農地耕作者の同意			△		△			
7	農道・私道使用許可書		△	△	△	△			
8	農地転用に係る排水同意 (農事実行組合長等の同意)			○		○			
9	土地改良区の意見書			△		△		△	
10	法人の場合								
	登記簿謄本(現在事項) 又は定款	△		△		△			
11	家族構成(住宅建築の場合)			△		△			
12	(太陽光発電施設の場合) (FIT)設備認定書、系統連係承諾書 (非FIT)「発電設備等に関する契約申し込みの回答について」「申請者と小売電気事業者の電気売買契約書」「小売電気事業者を営もうとする者の登録について」			○		○			
13	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	○	○	○	○	○		○	
14	一時転用の場合			△		△			
15	被害防除計画書			○		○			
16	委任状(代理人が申請する場合)	△	△	△	△	△	△	△	

(○: 必要、△: 該当すれば必要)

- 注1) 4条とは、土地所有者が農地以外の目的に転用することです。
- 注2) 5条とは、権利移転又は権利設定をして、農地以外の目的に転用することです。
- 注3) 3,000㎡を超える大きな転用案件については、許可申請の締め切り日（毎月15日）の一か月前までにご相談ください。
- 注4) 4条・5条で、市街化区域内は届出、市街化調整区域及びそれ以外の区域は許可申請です。
- 注5) 農振法に基づく農用地区域内の転用は、県による農振除外の事前協議同意後に申請してください。
- 注6) 開発行為の許可を要する場合は、転用申請と併せて、開発許可申請手続きが必要です。
- 注7) 場合により、その他の書類が必要なこともあります。
- 注8) 4条・5条申請の添付書類は2部（1部正本・1部はその写し）お願いします。
- 注9) 必要な添付書類が整っていない場合、申請をお受けできない場合があります。